

189 本試験によく出る！第6類消防設備士問題集 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますと共に深くお詫び申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正
74	【問題 29】(3)	・・・(9) 項 ロ) に・・・	・・・(9) 項 イ) に・・・
96	【問題 7】(2)(3)	表の下参照	
91	最下行※の枠内	表の下参照	
92	上のこうして覚えよう の下に挿入	表の下参照	
96	解説 1～3 行目	(1), (3) 表 1 (p 9 1) ①のグループに入っています。 また、(2)は……あります。	(1), (2) , (3) 表 1 (p 9 1) の①のグループに入っています。 これ以降削除
99	【問題 10】解説 8 行目～11 行目	表 1 ⇒表 2, 表 3 ⇒表 1, 表 2 ⇒表 3	
118	【問題 2】(3)	消火器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所に設けること。	消火器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所に設けること。 ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。
171	【問題 1】解説 6 行目	・粉末 泡 消火器	・粉末消火器
242	【問題 22】解答欄	A,B の名称の解答が解答欄に入っておりました。 A,B の名称部分を空欄にする。	
252	(設問 2) 解答 1～2 行目	A, B, C, G いずれも巻末資料 8 (p 3 1 7) を参照	A, B, C, D, E, F, G A, B, C, G については 巻末資料 8 (p 3 1 7) を参照
269	【問題 38】設問 4 解答	エ, オ, キ	ウ , エ, オ, キ, ケ (ウは設問 3 の A の作業に必要)

P91 の入れ替え表

<p>※3 項イとロについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられていないもの」が対象です。 ○ 下線部が「防火上有効な措置が講じられているもの」については ⇒②のグループに入る (150㎡以上で設置義務)。 ○ 「火を使用する設備や器具」を設けていないもの ⇒消火器具の設置そのものが不要。

p 92 上のこうして覚えようの下に挿入

3※	イ 料理店、待合等
	ロ 飲食店

※3項イとロについて、「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられているもの」についてはこの②のグループに入ります。

p 9 6 【問題7】選択肢

- (2) 地階又は無窓階にある延べ面積160㎡の飲食店（火を使用する設備を設けたもので、防火上有効な措置が講じられていないもの）
- (3) 延べ面積が120㎡の料理店（火を使用する設備を設けたもので、防火上有効な措置が講じられていないもの）

解説の1～3行目も、以下のように訂正させていただきます。

解説

(1)、(2)、(3) 表1 (P91) の①のグループに入っています。
なお、(2) がもし、「火を使用する設備を設けたもので、防火上有効な措置が講じられているもの」であるなら、P92、②のグループになるので、150㎡以上で設置義務が生じます。